

第2章 対象事業の実施を予定している区域及びその周囲の概況

本事業の実施予定場所である事業計画地は、第1章の図1-1に示したとおり、大阪市北区の中之島地区の南西部に位置する。中之島地区は北区の南西側に細長く突き出た形となっており、川を挟んで中央区、西区、福島区に囲まれている。

事業計画地周辺の概況は、「2.1 社会経済の概要」、「2.2 生活環境の概要」、「2.3 自然環境の概要」、「2.4 社会的文化的環境の概要」に示すとおりである。

2.1 社会経済の概要

2.1.1 人口

事業計画地の位置する北区及び周辺の中央区、西区、福島区（以下、「周辺区」という。）並びに大阪市全体における人口、人口密度及び世帯数は、表2-1-1に示すとおりである。

また、令和2年10月1日現在の北区及び周辺区並びに大阪市全体における流動人口及び昼間人口は、表2-1-2に示すとおりである。

表2-1-1 人口、人口密度及び世帯数

令和7年3月1日現在

地区名	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	世帯数 (世帯)
北区	148,285	10.34	14,341	93,291
中央区	117,686	8.87	13,268	77,813
西区	114,041	5.21	21,889	72,356
福島区	83,395	4.67	17,858	46,805
大阪市全体	2,794,598	225.34	12,402	1,568,390

注：人口密度は面積と人口から算出した。

出典：大阪市ホームページ「推計人口（毎月1日現在）・人口異動」より作成

表2-1-2 流動人口及び昼間人口

令和2年10月1日現在

地区名	常住人口 (人)	流入人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	昼間人口指数 (常住人口=100(人))
北区	139,376	395,024	47,277	487,123	349.5
中央区	103,726	466,325	34,217	535,834	516.6
西区	105,862	127,696	43,298	190,260	179.7
福島区	79,328	46,305	34,240	91,393	115.2
大阪市全体	2,752,412	1,230,285	336,776	3,645,921	132.5

出典：「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）

2. 1. 2 産業

令和3年6月1日現在の北区及び周辺区並びに大阪市全体における産業分類別事業所数及び従業者数は、表2-1-3に示すとおりである。

表2-1-3 産業分類別事業所数及び従業者数

令和3年6月1日現在

上段：事業所数（所）、下段：従業者数（人）

産業分類	地区名	北 区	中 央 区	西 区	福 島 区	大阪市全体
全産業	事業所数	27,534	32,046	11,368	4,798	177,184
	従業者数	483,501	522,692	163,111	59,396	2,308,581
農業，林業	事業所数	5	9	3	—	57
	従業者数	40	61	16	—	518
漁業	事業所数	—	—	—	—	1
	従業者数	—	—	—	—	3
鉱業，採石業， 砂利採取業	事業所数	1	—	—	—	4
	従業者数	33	—	—	—	66
建設業	事業所数	875	934	558	212	9,619
	従業者数	21,984	25,163	10,727	3,009	125,021
製造業	事業所数	805	1,087	731	330	14,860
	従業者数	16,544	17,744	7,056	3,230	191,643
電気・ガス・ 熱供給・水道業	事業所数	31	31	4	4	148
	従業者数	7,729	1,709	476	21	12,837
情報通信業	事業所数	1,668	1,631	678	147	5,489
	従業者数	53,564	63,291	17,596	4,245	167,777
運輸業，郵便業	事業所数	304	405	257	86	3,860
	従業者数	13,451	8,218	5,754	2,422	110,265
卸売業，小売業	事業所数	6,125	9,492	3,572	1,489	44,879
	従業者数	92,237	130,413	48,023	20,243	527,474
金融業，保険業	事業所数	669	1,061	208	47	3,001
	従業者数	17,499	43,197	5,104	632	82,455
不動産業，物品賃貸業	事業所数	2,262	2,860	976	416	16,744
	従業者数	21,067	25,851	7,401	2,789	98,565
学術研究，専門・ 技術サービス業	事業所数	4,204	4,521	1,332	283	14,583
	従業者数	38,498	38,886	10,450	1,865	124,940
宿泊業，飲食サービス業	事業所数	4,968	4,246	1,005	730	22,806
	従業者数	49,085	39,124	8,091	5,841	186,768
生活関連サービス業， 娯楽業	事業所数	1,509	1,470	468	277	10,410
	従業者数	17,025	12,803	4,016	1,396	73,610
教育，学習支援業	事業所数	674	530	175	113	4,020
	従業者数	10,311	5,137	2,279	646	51,237
医療，福祉	事業所数	1,227	1,257	507	395	14,577
	従業者数	20,805	19,597	8,536	7,487	238,411
複合サービス事業	事業所数	40	43	19	11	440
	従業者数	353	2,156	460	102	7,334
サービス業 (他に分類されないもの)	事業所数	2,167	2,469	875	258	11,686
	従業者数	103,276	89,342	27,126	5,468	309,657

出典：「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）

(1) 工業

令和元年6月1日現在の北区及び周辺区並びに大阪市全体における工業（従業者4人以上の事業所対象）の概要は、表2-1-4に示すとおりである。

表 2-1-4 工業の概要

令和元年6月1日現在

地区名	事業所数（事業所）	従業者数（人）	製造品出荷額等（万円）
北区	176	4,547	15,795,556
中央区	107	1,571	2,551,575
西区	128	1,786	4,047,229
福島区	102	1,609	3,001,498
大阪市全体	4,879	112,970	357,471,261

出典：「大阪市統計書 令和5年版」（大阪市、令和6年）

(2) 商業

平成28年6月1日現在の北区及び周辺区並びに大阪市全体における商業（卸売業・小売業）の概要は、表2-1-5に示すとおりである。

表 2-1-5 商業の概要

平成28年6月1日現在

地区名	事業所数（事業所）	従業者数（人）	年間商品販売額（百万円）
北区	4,808	69,004	11,587,279
中央区	6,990	100,635	13,856,450
西区	2,602	36,851	4,217,341
福島区	1,145	14,051	1,265,118
大阪市全体	36,335	404,846	41,563,672

出典：「大阪市統計書 令和5年版」（大阪市、令和6年）

(3) 用水量

令和4年4月1日現在の大阪市における用途別上水道有収水量及び栓数は、表2-1-6に示すとおりである。

表 2-1-6 用途別上水道有収水量及び栓数（大阪市）

令和4年4月1日現在

項目	総数	事業用	生活用
有収水量(千 m^3)	360,056	103,875	256,181
栓数(件)	1,210,182	110,467	1,099,715

注：大阪府のまとめた各年4月1日現在の推計人口により算出。

出典：「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）

2. 1. 3 交通

(1) 道路

事業計画地周辺の自動車類交通量は表 2-1-7 に、主要道路は図 2-1-1 に示すとおりである。

事業計画地は、主要地方道である府道大阪伊丹線の西側に位置する。令和 3 年度における事業計画地近傍の自動車類交通量は、大阪市西区京町堀 2 丁目地点（③地点）で平日 18,811 台/12 時間となっている。

表 2-1-7 事業計画地周辺の自動車類交通量

路線名	観測地点	自動車類 12 時間交通量（台）			自動車類 24 時間 交通量 （台）	昼間 12 時間 大型車 混入率 （%）
		小型車	大型車	合計		
① 一般国道 2 号	大阪市北区梅田 2 丁目	23,055	2,996	26,051	37,514	11.5
② 一般国道 172 号	大阪市西区西本町 1 丁目	10,880	695	11,575	15,279	6.0
③ 大阪伊丹線	大阪市西区京町堀 2 丁目	17,645	1,166	18,811	24,830	6.2
④ 築港深江線	大阪市西区西本町 2 丁目	17,665	3,878	21,543	28,868	18.0
⑤ 南北線	大阪市西区京町堀 1 丁目	16,963	893	17,856	26,427	5.0

注：1. 表中番号は図 2-1-1 の図中番号と一致する。

2. 12 時間交通量は、午前 7 時から午後 7 時の観測結果である。

3. 大型車混入率（%）は、12 時間交通量の結果をもとに算出している。

4. 平成 22 年度から調査日は平日のみが基本となっており、一部の地方管理道路では休日調査が実施されている。表中の調査地点は、休日調査を実施している調査地点ではない。

出典：大阪府ホームページ「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」より作成

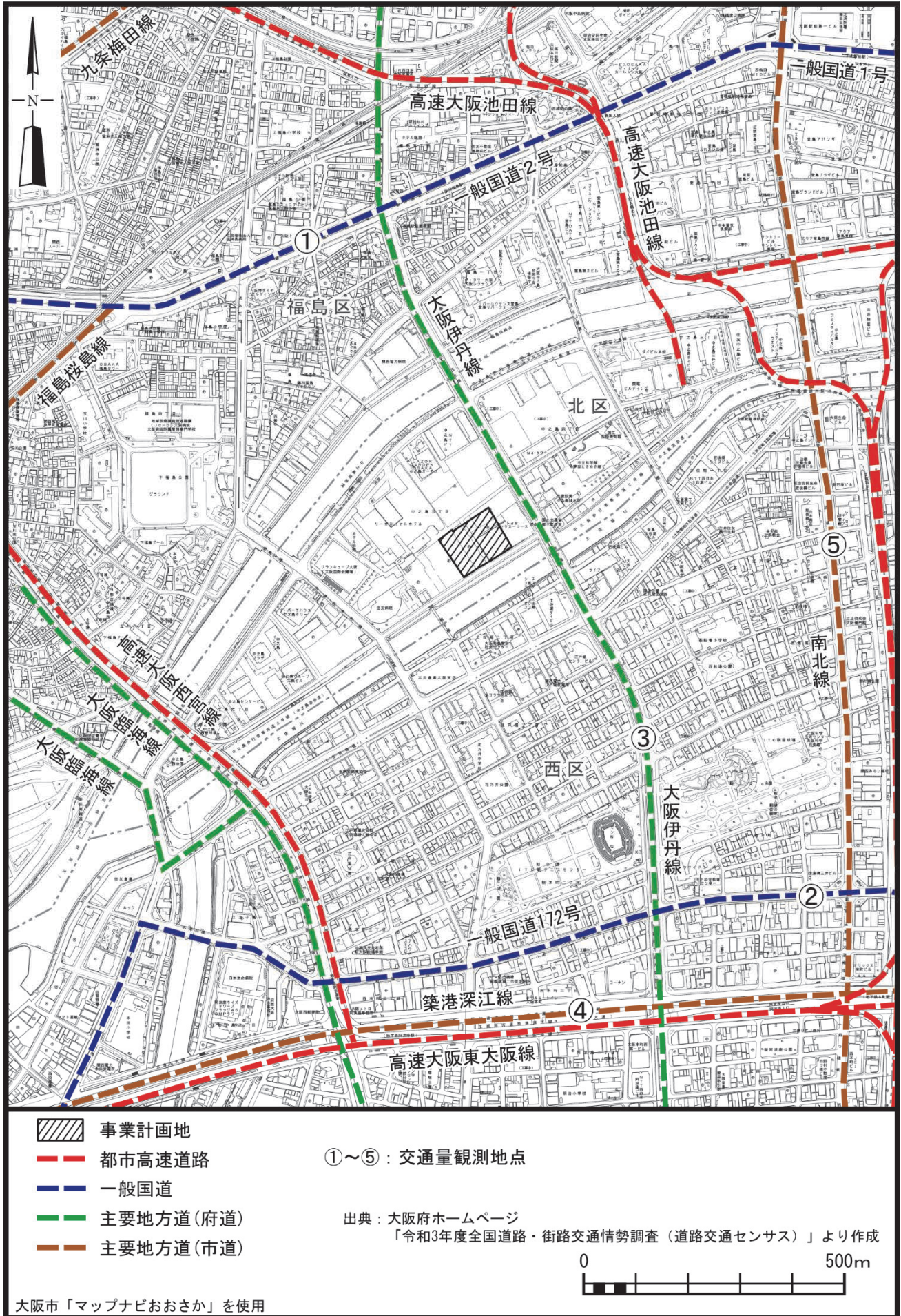


図 2-1-1 事業計画地周辺の主要道路

(2) 鉄道

事業計画地近傍の各駅における乗降車人員は表 2-1-8 に、事業計画地周辺の鉄道路線は図 2-1-2 に示すとおりである。

表 2-1-8 事業計画地近傍の各駅における乗降車人員

路 線		駅 名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
①	京阪中之島線	中之島	4,705	4,835
②	J R 東西線	新福島	9,038	—
③	阪神本線	福 島	4,592	5,446
④	Osaka Metro 四つ橋線	肥後橋	29,191	32,958

注：1. 表中番号は図 2-1-2 の図中番号と一致する。

2. 京阪は令和 5 年の交通量調査による。

3. J R は令和 5 年度の 1 日平均による。

4. 阪神は令和 5 年の 1 日平均による。

5. Osaka Metro は令和 5 年の交通量調査による 1 日の乗降人員である。

6. 表中の「—」は出典に記載がないことを示す。

出典：「令和 6 年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 7 年）

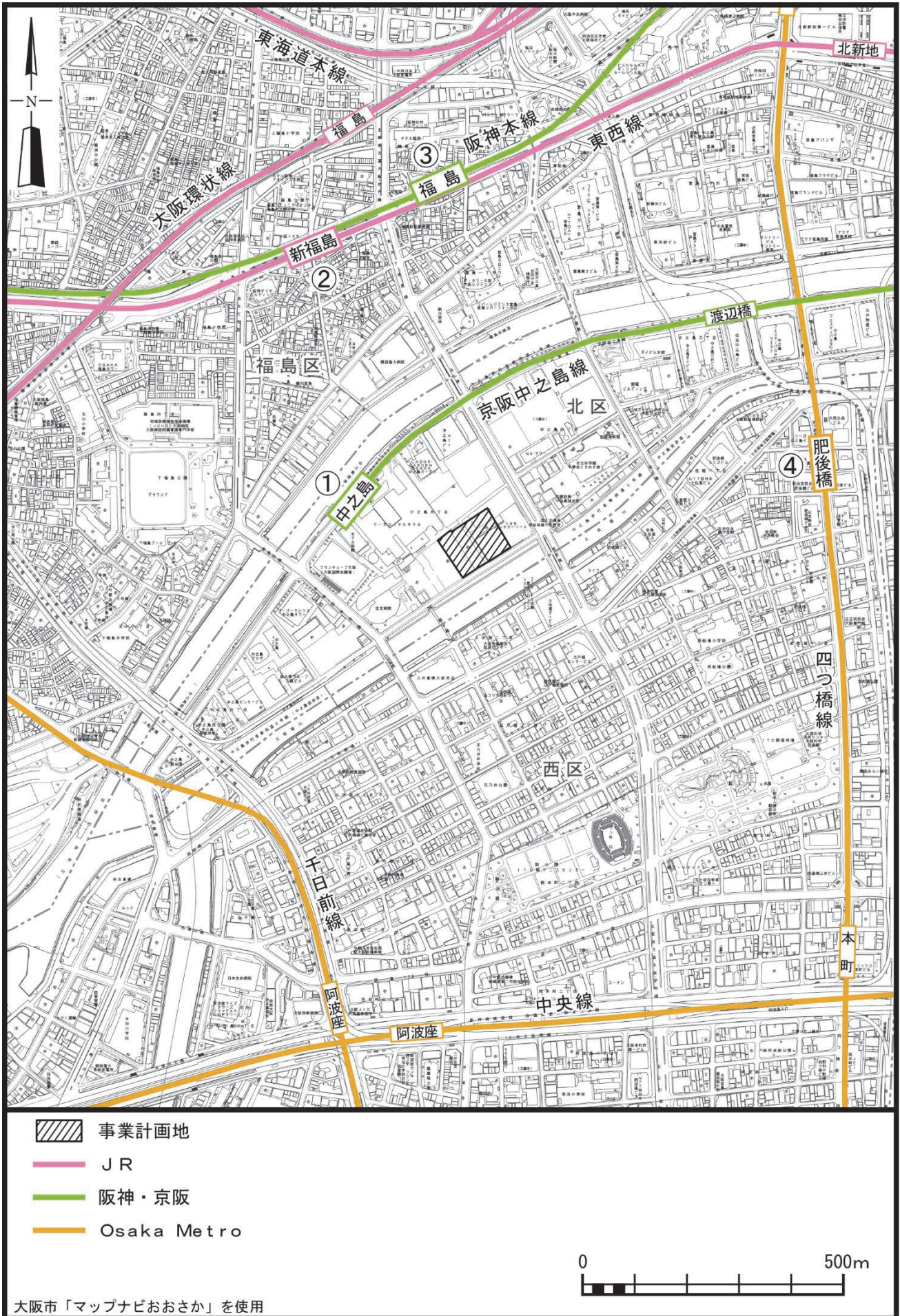


図 2-1-2 事業計画地周辺の鉄道路線図

2. 1. 4 土地利用

(1) 用途地域

事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は、図 2-1-3 に示すとおりである。
事業計画地は、商業地域に指定されている。

(2) 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺の土地利用の状況は、図 2-1-4 に示すとおりである。事業計画地及びその周辺は、業務施設、文教施設、医療・厚生施設、遊興・娯楽・サービス施設、宿泊施設等となっている。

また、令和 5 年 1 月 1 日現在の北区及び周辺区並びに大阪市全体における地目別（有租地）面積の構成比は、表 2-1-9 に示すとおりである。

表 2-1-9 地目別（有租地）面積

令和 5 年 1 月 1 日現在

地区名 区分		北 区		中 央 区		西 区		福 島 区		大阪市全体	
		面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)	面積 (m ²)	構成比 (%)
宅 地	商業 地区	2,716,490	56.9	3,673,329	84.1	1,704,757	64.6	485,086	20.5	14,506,033	13.0
	工業 地区	195,459	4.1	1,308	0.0	264,364	10.0	205,115	8.7	23,885,360	21.4
	住宅 地区	1,603,111	33.6	527,545	12.1	662,590	25.1	1,549,574	65.4	67,547,172	60.6
	総面積	4,515,060	94.5	4,202,182	96.2	2,631,711	99.7	2,239,775	94.6	105,938,565	95.0
	田 畑	-	-	-	-	-	-	-	-	699,121	0.6
	雑種地	260,623	5.5	166,520	3.8	7,397	0.3	127,911	5.4	4,877,579	4.4
	総面積	4,775,683	100.0	4,368,702	100.0	2,639,108	100.0	2,367,686	100.0	111,515,265	100.0

出典：「大阪市統計書 令和 5 年版」（大阪市、令和 6 年）

(3) 事業計画地周辺の学校、病院等の施設

事業計画地周辺の学校、病院等の施設の分布は、図 2-1-5 に示すとおりである。

(4) 事業計画地周辺の高層住宅

事業計画地の位置する中之島周辺には高層建築物が多数分布しており、高層住宅も存在する。

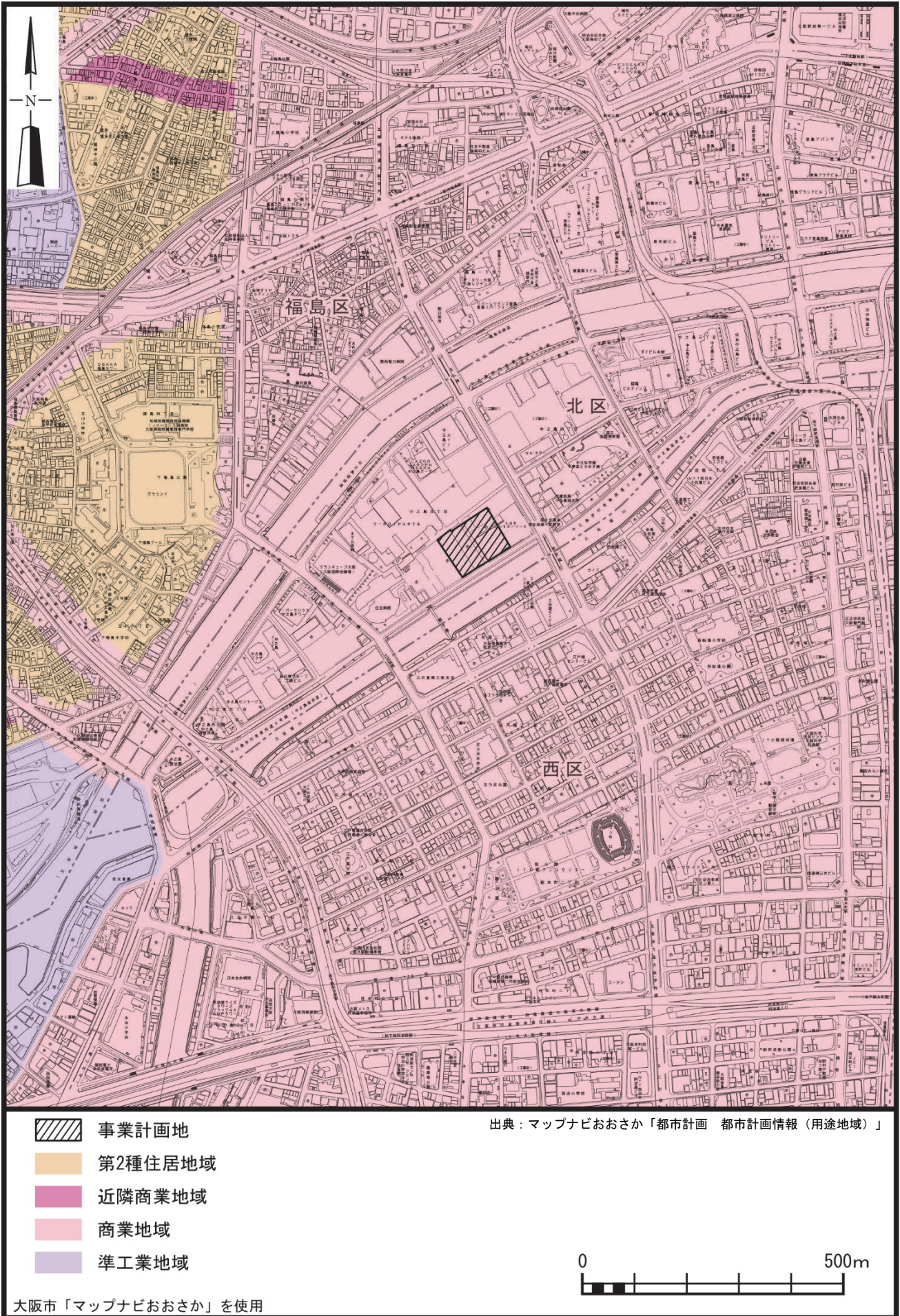


図 2-1-3 事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況



図 2-1-4 事業計画地及びその周辺の土地利用の状況



事業計画地
学 学校
幼 幼稚園
保 保育園
+ 病院

出典：マップナビおおさか「子育て・教育 小中学校マップ」
 大阪府ホームページ大阪市内幼稚園・保育所等マップ
 指定医療機関一覧（令和7年4月閲覧）より作成



大阪市「マップナビおおさか」を使用

図 2-1-5 事業計画地周辺の学校、病院等の施設の分布

2. 2 生活環境の概要

2. 2. 1 大気質

「令和 5 年度の大気汚染状況」（大阪市、令和 6 年）及び「大阪市環境白書（令和 6 年度版）」（大阪市、令和 7 年）によると、大阪市内における大気質の現況は以下のとおりである。

また、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の配置図は図 2-2-1 に、測定結果の概要は表 2-2-1 にそれぞれ示すとおりである。

(1) 二酸化窒素

令和 5 年度の二酸化窒素の市内年平均値は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）で 0.015ppm、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）で 0.019ppm であった。なお、事業計画地最寄りの一般局である九条南小学校の年平均値は 0.016ppm であった。

令和 5 年度における環境基準達成状況は、一般局（12 局）及び自排局（8 局）の市内全局で達成しており、一般局では平成 15 年度以降、自排局においても平成 22 年度以降全局で達成している。

(2) 浮遊粒子状物質

令和 5 年度の浮遊粒子状物質の市内年平均値は、一般局で 0.017mg/m³、自排局で 0.016mg/m³ であった。なお、事業計画地最寄りの一般局である九条南小学校の年平均値は 0.017mg/m³ であった。

令和 5 年度における環境基準達成状況は、一般局（8 局）及び自排局（4 局）の市内全局で達成している。

(3) 微小粒子状物質（PM2.5）

令和 5 年度の微小粒子状物質の市内年平均値は、一般局で 10.1 μg/m³、自排局で 10.9 μg/m³ であった。なお、事業計画地最寄りの一般局である九条南小学校の年平均値は 9.1 μg/m³ であった。

令和 5 年度における環境基準達成状況は、一般局（8 局）及び自排局（4 局）の市内全局で環境基準を達成している。

(4) 光化学オキシダント

令和 5 年度の光化学オキシダントの昼間（午前 6 時から午後 8 時）の市内年平均値は、一般局で 0.032ppm であった。

令和 5 年度においても、引き続き一般局（11 局）及び自排局（1 局）の全局で環境基準を達成しておらず、昼間の濃度（午前 6 時から午後 8 時までの 1 時間値）が、環境基準である 0.06ppm を超えた日数の市内平均は一般局では 60 日、自排局では 14 日であった。

(5) 二酸化硫黄

令和 5 年度の二酸化硫黄の市内年平均値は、一般局で 0.003ppm、自排局で 0.002ppm であった。

市内の二酸化硫黄は長年低濃度で推移しており、一般局（4局）及び自排局（1局）の市内全局で環境基準を達成している。

(6) 一酸化炭素

令和5年度の一酸化炭素の市内年平均値は、自排局で0.3ppmであった。

一酸化炭素は、市内の自排局3局で常時監視を行っており、全局で環境基準を達成している。

(7) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

令和5年度の有害大気汚染物質の市内年平均値はベンゼンで $0.68\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、トリクロロエチレンで $0.72\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、テトラクロロエチレンで $0.25\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、ジクロロメタンで $2.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンのモニタリング結果は、全ての地点で環境基準に適合している。

(8) ダイオキシン類

令和5年度ダイオキシン類の市内年平均値は $0.026\sim 0.044\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、調査地点3地点全てで環境基準を達成している。



(令和5年度)

一般環境大気測定局								自動車排出ガス測定局							
測定局名	NO NO ₂	SPM	PM 2.5	Ox	HC	SO ₂	風向 風速	測定局名	NO NO ₂	SPM	PM 2.5	Ox	HC	SO ₂	CO
1 此花区役所	○	○	○	○	○	○	○	14 梅田新道	○						○
2 平尾小学校	○	○	○	○			○	15 出来島小学校	○	○	○	○	○	○	○
3 野中小学校	○	○	○	○	○		○	16 北粉浜小学校	○	○	○		○		
4 桃谷中学校	○	○	○	○			○	17 杭全町交差点	○						
5 大宮中学校	○			○			○	18 新森小路小学校	○	○	○				
6 聖賢小学校	○	○	○	○		○	○	19 海老江西小学校	○						
7 清江小学校	○			○			○	20 今里交差点	○						○
8 摂陽中学校	○			○	○	○	○	21 住之江交差点	○						
9 今宮中学校	○			○			○	22 我孫子中学校		○	○				
10 九条南小学校	○	○	○												
11 茨田北小学校	○			○											
12 南港中央公園	○	○	○	○		○	○								
13 島屋小学校		○	○				○								

大阪府所管測定局 (一般環境大気測定局)								
測定局名	NO NO ₂	SPM	PM 2.5	Ox	HC	SO ₂	CO	風向 風速
△ 国設大阪	○	○	○	○	○	○	○	○

出典：「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市、令和7年）

図 2-2-1 大気汚染常時監視測定局配置図

表 2-2-1(1) 令和 5 年度 主な大気汚染物質測定結果（一般環境大気測定局）

測定局名	二酸化窒素(NO ₂)			浮遊粒子状物質(SPM)			微小粒子状物質(PM _{2.5})			光化学オキシダント(O ₃)			二酸化硫黄(SO ₂)		
	年平均値	日平均値の年間98値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98値	環境基準達成状況	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況
	ppm	ppm		mg/m ³	mg/m ³		μg/m ³	μg/m ³		ppm	ppm		ppm	ppm	
此花区 此花区役所	0.016	0.037	○	0.016	0.035	○	10.1	24.1	○	0.029	51	×	0.003	0.008	○
大正区 平尾小学校	0.015	0.036	○	0.019	0.045	○	10.3	23.6	○	0.030	43	×	-	-	-
淀川区 野中小学校	0.013	0.032	○	0.014	0.031	○	9.6	21.9	○	0.034	66	×	-	-	-
生野区 桃谷中学校	0.013	0.034	○	0.019	0.047	○	10.1	25.2	○	0.035	72	×	-	-	-
旭区 大宮中学校	0.013	0.032	○	-	-	-	-	-	-	0.034	75	×	-	-	-
城東区 聖賢小学校	0.013	0.033	○	0.014	0.031	○	10.5	24.0	○	0.034	69	×	0.003	0.006	○
住之江区 清江小学校	0.015	0.033	○	-	-	-	-	-	-	0.032	64	×	-	-	-
平野区 摂陽中学校	0.013	0.032	○	-	-	-	-	-	-	0.032	68	×	0.002	0.004	○
西成区 今宮中学校	0.014	0.034	○	-	-	-	-	-	-	0.032	54	×	-	-	-
西区 九条南小学校	0.016	0.036	○	0.017	0.043	○	9.1	22.3	○	-	-	-	-	-	-
鶴見区 茨田北小学校	0.016	0.037	○	-	-	-	-	-	-	0.031	64	×	-	-	-
住之江区 南港中央公園	0.019	0.040	○	0.015	0.033	○	11.2	27.0	○	0.026	34	×	0.004	0.006	○
此花区 島屋小学校	-	-	○	0.018	0.044	○	10.1	24.7	○	-	-	-	-	-	-
市内平均	0.015	-	$\frac{12}{12}$	0.017	-	$\frac{8}{8}$	10.1	-	$\frac{8}{8}$	0.032	60	$\frac{0}{11}$	0.003	-	$\frac{4}{4}$

表 2-2-1(2) 令和 5 年度 主な大気汚染物質測定結果（自動車排出ガス測定局）

測定局名	二酸化窒素(NO ₂)			浮遊粒子状物質(SPM)			微小粒子状物質(PM _{2.5})			二酸化硫黄(SO ₂)			一酸化炭素(CO)		
	年平均値	日平均値の年間98値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の年間98値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況	年平均値	日平均値の2%除外値	環境基準達成状況
	ppm	ppm		mg/m ³	mg/m ³		μg/m ³	μg/m ³		ppm	ppm		ppm	ppm	
北区 梅田新道	0.018	0.036	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	0.7	○
西淀川区 出来島小学校	0.021	0.039	○	0.017	0.039	○	10.7	25.5	○	0.002	0.003	○	0.2	0.5	○
住之江区 北粉浜小学校	0.016	0.033	○	0.016	0.039	○	11.6	26.6	○	-	-	-	-	-	-
東住吉区 杭全町交差点	0.019	0.037	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
旭区 新森小路小学校	0.018	0.035	○	0.014	0.032	○	10.3	25.3	○	-	-	-	-	-	-
福島区 海老江西小学校	0.016	0.036	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
東成区 今里交差点	0.022	0.040	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	0.6	○
住之江区 住之江交差点	0.020	0.034	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住吉区 我孫子中学校	-	-	-	0.015	0.032	○	10.8	24.5	○	-	-	-	-	-	-
市内平均	0.019	-	$\frac{8}{8}$	0.016	-	$\frac{4}{4}$	10.9	-	$\frac{4}{4}$	0.002	-	$\frac{1}{1}$	0.3	-	$\frac{3}{3}$
国設大阪	0.015	0.036	○	0.014	0.030	○	9.4	23.0	○	(0.001)	-	-	0.3	-	-

注：1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示している。
 2. 各項目の市内平均の環境基準の達成状況欄の数字は、(環境基準達成局数)/(有効測定局数)を示す。
 3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。

出典：大阪市ホームページ「令和5年度の大気汚染状況」
 「大阪市環境白書(令和6年度版)」(大阪市、令和7年)より作成

2. 2. 2 水質

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市、令和7年）によると、大阪市では「水質汚濁防止法」（昭和45年12月法律第138号）に基づき公共用水域の水質定点調査を実施し、環境基準適合状況を把握している。

河川及び海域の代表的な汚濁指標とされている生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）における令和5年度の環境基準適合状況は、BODは38地点中37地点で、CODは9地点全てで環境基準に適合している。

2. 2. 3 地下水

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市、令和7年）によると、令和5年度の地下水概況調査は、市内5地点で測定が行われている。環境基準適合状況をみると、生野区の1地点で砒素、生野区、鶴見区、平野区の3地点でクロロエチレン、此花区の1地点でほう素が環境基準値を超過した以外は、全て環境基準に適合している。

2. 2. 4 土壌

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市、令和7年）によると、令和5年度における大阪市内に報告書等の提出があった土壌調査件数は52件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は43件であった。

2. 2. 5 騒音

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市、令和7年）によると、令和5年度の大阪市内の騒音に係る苦情件数は966件であり、全公害苦情件数1,451件の66.6%を占めていた。発生源別にみると、「工事・建設作業」が447件と最も多く、次いで「その他」が132件となっている。

また、令和4年度の自動車騒音常時監視結果は、全評価対象戸数約51万戸のうち、昼夜間とも環境基準を達成した割合は93.6%、昼間のみ達成は2.4%、夜間のみ達成は0.3%、昼夜間とも基準値非達成は3.7%である。

2. 2. 6 振動

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市、令和7年）によると、令和5年度の大阪市内の振動に係る苦情件数は104件であり、全公害苦情件数1,451件の7.2%を占めている。発生源別にみると、「工事・建設作業」が80件と最も多く、次いで「移動発生源」が15件となっている。

また、令和5年度の大阪市内主要幹線道路沿道53地点における道路交通振動の測定結果は、昼間は25～50デシベル（平均値は42デシベル）、夜間は18～48デシベル（平均値は35デシベル）となっている。

2. 2. 7 地盤沈下

「大阪市環境白書（令和 6 年度版）」（大阪市、令和 7 年）によると、令和 3 年度に大阪市内において地盤沈下水準測量が実施された水準点 174 地点における平成 30 年度との変動量は、1 cm 以上沈下した地点が 11 地点（6.3%）、1 cm 未満の沈下が 100 地点（57.5%）、変動なしが 9 地点（5.2%）、1 cm 未満の隆起が 54 地点（31.0%）、1 cm 以上の隆起が 0 地点（0.0%）となっている。

2. 2. 8 悪臭

「大阪市環境白書（令和 6 年度版）」（大阪市、令和 7 年）によると、令和 5 年度の大阪市内の悪臭に係る苦情件数は、145 件で全公害苦情件数 1,451 件の 10.0%を占めている。発生源別にみると、「飲食店営業」が 48 件、「その他」が 40 件、「不明」が 30 件となっている。

2. 2. 9 日照阻害

日照阻害については、大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成 12 年 4 月大阪市条例第 62 号）に基づき、日影規制が行われている。事業計画地及びその周辺のほとんどは商業地域に指定されているが、少し離れた南西から北北西にかけての一部は第 2 種住居地域や準工業地域に指定されている。このうち商業地域については、「大阪市建築基準法施行条例」に基づく日影規制の対象区域外である。

2. 2.10 電波障害

電波障害とは、構造物の建設によって、従前より設置されていた主としてテレビ受像機の受信に悪影響を与える現象のことであり、高層建築や鉄塔などの影響で発生することが多いとされている。

2. 2.11 廃棄物

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されている。一般廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭系ごみ、オフィスや飲食店等から発生する事業系ごみ及びし尿に分類される。産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法律で定められた 20 種類のことをいう。

(1) 一般廃棄物

「大阪市環境白書（令和 6 年度版）」（大阪市、令和 7 年）によると、大阪市では、令和 2 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、前計画において将来目標としていた「令和 7 年度のごみ処理量：84 万 t」を引き続きめざすこととして、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再利用の取組み（2R）を進め、ごみ減量に向けた取組みを行うこととしている。

大阪市の令和 5 年度のごみ処理量は 87 万 t となっており、令和 2 年度に大幅に減少したままの水準で推移しているが、新型コロナウイルス感染症の影響による一時的な現象であると考えられるため、引き続き、SDGs の視点など廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえた新たな施策の展開により、一層のごみ減量を推し進めていくこととされている。

(2) 産業廃棄物

「大阪市環境白書（令和 6 年度版）」（大阪市、令和 7 年）によると、令和 2 年度に実施した排出実態調査の結果、令和元年度に大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 675 万 t（公共施設を含む）であり、そのうち 670 万 t（99.2%）が中間処理され、343 万 t（50.8%）の処理残さが生じ、327 万 t（48.5%）が減量化されている。再生利用量は、直接再生利用される 1.1 万 t と処理後再生利用される 332 万 t を合わせた 333 万 t で、最終処分量は、直接最終処分される 4.0 万 t と処理後最終処分される 11 万 t を合わせた 15 万 t となっている。

2. 2.12 地球環境

「大阪市環境白書（令和 6 年度版）」（大阪市、令和 7 年）によると、2022 年度における大阪市域の温室効果ガスの総排出量は 1,726 万 t-CO₂ であり、2013 年度と比較して約 17% 減となっている。また、部門別における 2022 年度の二酸化炭素排出量と 2013 年度を比較すると、産業部門（製造業など）、業務部門（オフィスなど）、家庭部門、運輸部門（自動車・鉄道）はそれぞれ減少しているが、廃棄物部門は増加している。

2. 2.13 景観

事業計画地は、堂島川と土佐堀川に挟まれた中之島エリアに位置し、周辺には大規模な業務施設、商業施設、都市ホテルなどの中高層の建築物が多数立地した都市景観が形成されている。

「大阪市景観計画」（大阪市、令和 6 年 3 月変更）によると、事業計画地周辺は都心景観形成区域として位置づけられており、事業計画地は重点届出区域（中之島地区）及び河川景観配慮ゾーンとなっている。

2. 3 自然環境の概要

2. 3. 1 気象

事業計画地の位置する大阪市の気候は、瀬戸内海気候に属しており、概ね温和である。大阪管区気象台における観測結果によると、令和5年における大阪市の年平均気温は18.0℃（平年値*：17.1℃）、年間降水量は1,343.5mm（平年値*：1,338.3mm）、年間日照時間は2,324.0時間（平年値*：2,048.6時間）となっている。

また、大阪市では、大気汚染物質の移流・拡散に大きな影響を与える風向・風速について、市内11ヶ所の一般環境大気測定局で常時観測を実施しており、市域内では概ね西南西～西の風向（海風）と、北～北東の風向（陸風）が卓越している。

*：平年値は、大阪管区気象台における1991年から2020年までの30年間の平均値である。

出典：「令和6年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和7年）

2. 3. 2 地象

(1) 地形

大阪市が位置する大阪平野は、北を北摂～六甲山地、東を生駒～金剛山地、西を大阪湾、南を和泉山地に囲まれた地域に発達した沖積低地である。また、市のほぼ中央部、大阪城の位置するあたりから南へ、上町台地と呼ばれる幅約3kmの小高い台地がのびている。大阪市の市街地は、上町台地付近を除いて、ほぼ平坦な地形をしており、東から西へ徐々に低くなり、事業計画地周辺の標高は海拔0m程度となっている。

(2) 地質

「地域地質研究報告 大阪東北部地域の地質」（地質調査所、平成13年）によると、大阪平野には厚い沖積層が堆積しており、砂・シルトからなる下部層、海成粘土層を主体とする中部層、砂・シルトからなる上部層に区分されている。事業計画地周辺の沖積層の厚さは20m以上となっている。また、上町台地の部分には、礫・砂及びシルトよりなる中位段丘堆積物が分布している。

2. 3. 3 水象

大阪市内を流れる河川のほとんどは淀川水系に属し、概ね東から西へ流れ、大阪湾に注いでいる。事業計画地は堂島川と土佐堀川に挟まれた地域に位置する。

2. 3. 4 動物、植物、水生生物

「大阪市環境白書（令和6年度版）」（大阪市、令和7年）によると、大阪市内には国・府営公園を含めて996ヶ所、962ha（令和6年4月）の都市公園が整備されている。事業計画地近傍には、都市公園の樹木や街路樹が存在するだけで、動植物の生息・生育場所はほとんどなく、街路樹などに飛来する鳥類などがみられる程度である。

また「令和4年度 市内河川魚類生息状況調査結果 河川ごとの魚の分布状況」（大阪市）によると、令和4年度には市内河川19地点において魚類生息状況調査が行われている。事業計画地近傍の堂島川及び土佐堀川、安治川上流では、スズキ、マハゼ、ボラ等の水生生物が確認されている。

2. 3. 5 レクリエーション資源

大阪市が作成した大阪都市計画図（都市施設）によると、事業計画地周辺の主なレクリエーション施設（公園）の分布状況は図 2-3-1 に示すとおりである。

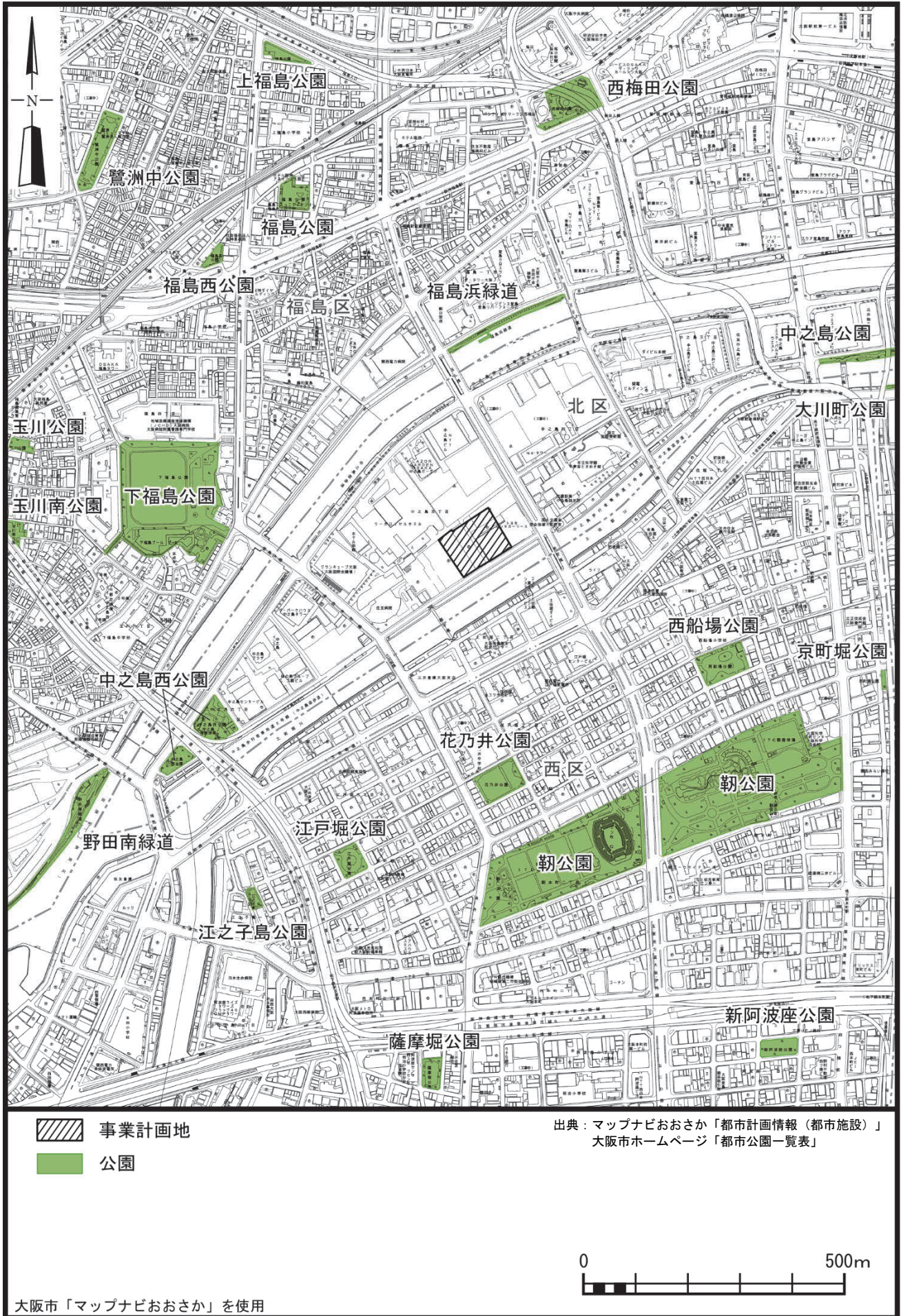


図 2-3-1 事業計画地周辺の主なレクリエーション施設（公園）の分布状況

2. 4 社会的文化的環境の概要

「大阪府地図情報提供システム」によると、事業計画地周辺の文化財の状況は、表 2-4-1 及び図 2-4-1 に示すとおりである。

事業計画地内には、国、大阪府及び大阪市が指定している史跡、名勝、有形文化財及び天然記念物等は存在しない。

表 2-4-1(1) 事業計画地周辺の文化財一覧

区 分		番号	名 称
国指定 重要文化財	(工芸品)	(1)	銅鏡 梅樹双雀文
大阪府指定 有形文化財	(建造物)	①	日本聖公会川口基督教会聖堂
		②	日本基督教団 大阪教会本館
大阪市指定 有形文化財	(絵画)	A	絹本著色方便法身阿弥陀如来画像 附 本遇寺文書
	(彫刻)	B	鷲と少女の像
	(歴史資料)	C	プラネタリウム (カールツアイス 2 型 25 号機)
		D	朝日新聞社 (大阪) 収蔵資料 一括 (1281 点)
		E	本遇寺真宗関係史料 一括 (6 点)
		F	堂島の近世窯関係資料 一括 (285 点)
(考古資料)			
大阪府指定史跡		a	頼山陽生誕地
国登録文化財 (建造物)		①	金光教玉水教会会堂
		②	山内ビル
		③	木村家住宅主屋
		④	江戸堀コマダビル (旧児玉竹次郎邸)
		⑤	ミナミ株式会社 (旧川崎貯蓄銀行福島出張所)
大阪市指定史跡		(a)	中央部下水道改良事業の下水道敷 (通称「太閤下水」)
大阪市顕彰史跡		1	五代友厚精藍(せいらん)所・西朝陽館跡
		2	蔵屋敷跡
		3	大阪市役所堂島庁舎跡
		4	近代製紙業発祥の地
		5	グタイピナコテカ跡
		6	府立大阪医学校跡
		7	北村兼子ゆかりの地
		8	野田の藤跡
		9	雙松岡(そうしょうこう)塾跡
		10	愛隣夜学校跡
		11	逆櫓(さかろ)の松跡
		12	川口居留地跡
		13	中天游(なかくてんゆう)邸跡
		14	薩摩堀川跡
		15	雑喉場(ざこば)魚市場跡
		16	大阪市役所江之子島庁舎跡
		17	薩摩藩蔵屋敷跡
		18	関西法律学校発祥の地

表 2-4-1(2) 事業計画地周辺の文化財一覧

区 分	番号	名 称
大阪市顕彰史跡	19	西横堀川跡
	20	信濃橋洋画研究所跡
	21	宮武外骨ゆかりの地
	22	大坂船手会所跡
	23	靱海産物市場跡
	24	カフェー・キサラギ跡
	25	梅花社跡
	26	上等裁判所跡

注：表中番号は図 2-4-1 の図中番号と一致する

出典：「大阪府地図情報提供システム」

大阪府ホームページ「大阪府内指定等文化財一覧表」

大阪市ホームページ「大阪市指定文化財分類一覧表」

大阪市ホームページ「大阪市顕彰史跡」より作成

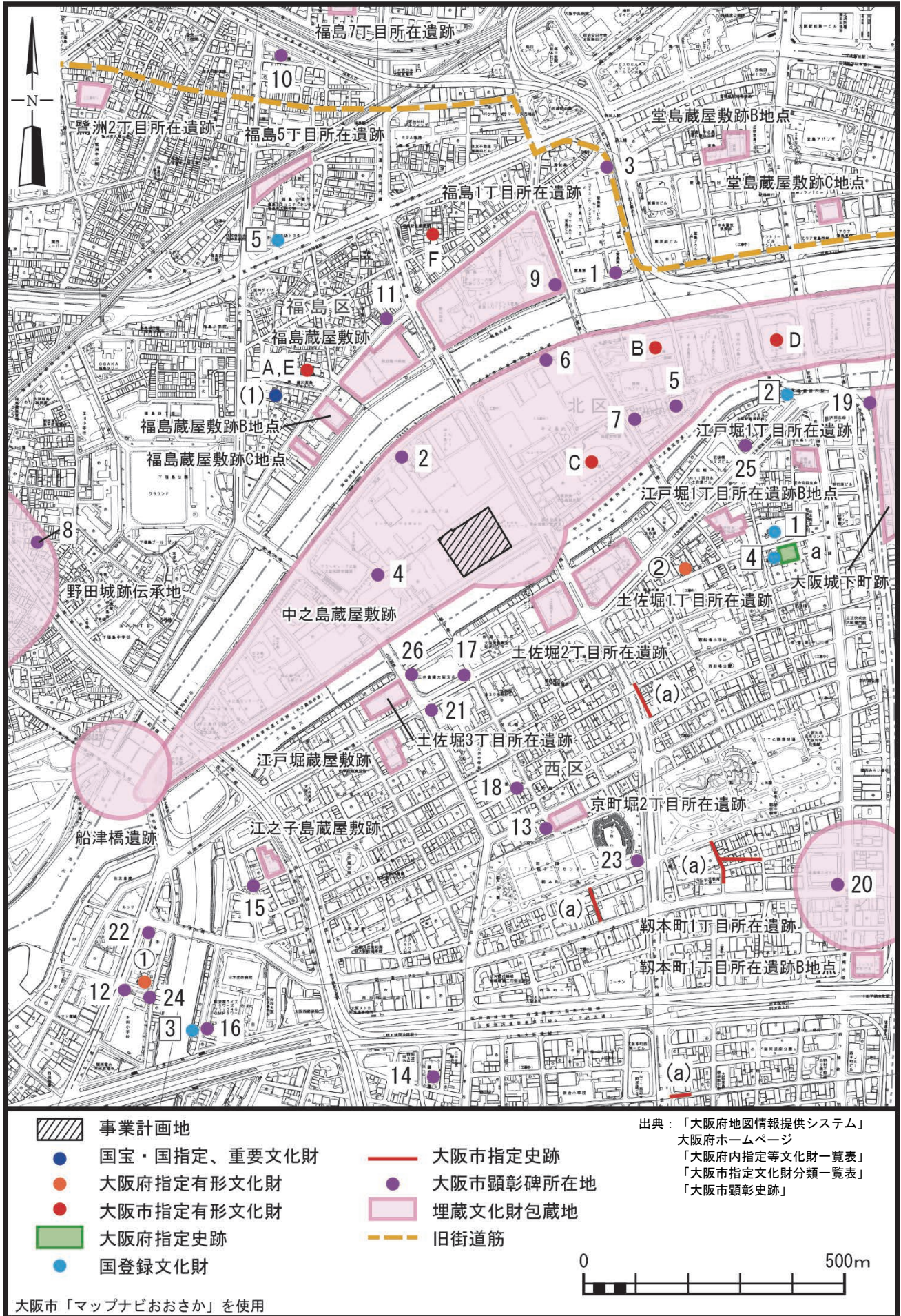


図 2-4-1 事業計画地周辺の文化財の状況

2. 5 環境基準等

2. 5. 1 「環境基本法」等に基づく環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準

大気汚染に係る環境基準は、表 2-5-1 に示すとおりである。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。

表 2-5-1 大気汚染に係る環境基準

項目	基準値
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μ g/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μ g/m ³ 以下であること。
備考	<p>1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。</p> <p>3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。</p> <p>4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>5. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p> <p>6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。</p>

出典：「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 環境庁告示第 25 号）
「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年 7 月 環境庁告示第 38 号）
「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成 9 年 2 月 環境庁告示第 4 号）
「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成 21 年 9 月 環境省告示第 33 号）

(2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 2-5-2 に、大阪市における地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表 2-5-3 に示すとおりである。

表 2-5-2 騒音に係る環境基準

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注：1. 時間の区分は、昼間が午前 6 時から午後 10 時までの間、夜間が午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2. AA をあてはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3. A をあてはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4. B をあてはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5. C をあてはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域（以下、「道路に面する地域」という。）については、その環境基準は上表によらず次表の基準の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

なお、道路に面する地域のうち、幹線交通を担う道路に近接する空間については、次表の欄に掲げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注：1. 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- ① 道路法（昭和 27 年 法律第 180 号）第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
 - ② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和 26 年 法律第 183 号）第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和 44 年 建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に掲げる自動車専用道路
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
- ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号）

「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月 環大企第 3 号）

表 2-5-3 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成 22 年 10 月 大阪市告示第 1124 号)

地域の類型	該当地域
A	都市計画法（昭和 43 年 6 月 法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 5. 2 環境保全関係法令等

(1) 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保するための環境の保全及び創造に関する基本理念、並びに施策の基本となる事項を定めた「大阪市環境基本条例」（平成7年3月 大阪市条例第24号）が制定されている。

また、大阪府においても環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成6年3月 大阪府条例第5号）、その理念に則した公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成6年3月 大阪府条例第6号）がそれぞれ制定されている。

(2) 大気汚染に係る規制

「大気汚染防止法」では、自動車一台あたりの排出ガス量の削減を図るため、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物を対象物質（ディーゼル車においては粒子状物質も対象）として自動車排出ガス規制を実施し、段階的に強化してきている。

大阪府では、平成13年6月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成4年6月法律第70号）（以下「自動車NO_x・PM法」という。）に基づき、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を策定し、関係機関相互の連携・協力のもと自動車環境対策を推進している。この計画については必要に応じて見直され、現在は、「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画〔第4次〕」（大阪府、令和6年）が策定されている。

なお、大阪府で、平成21年1月から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大阪府域を含む府下37市町において実施されてきた「流入車規制」については、令和4年4月1日「大阪府生活環境の保全等に関する条例」が改正され、廃止となった。

一方、大阪市では、道路管理者等の関係機関と連携しながら、自動車排出ガス対策として局地的施策及びエコカーの普及促進など広域的施策を推進している。

(3) 騒音に係る規制

① 建設作業に係る規制

建設作業騒音に係る規制については、「騒音規制法」により、くい打ち機、バックホウ等を使用する作業等 8 種類の作業を特定建設作業と定め、規制の対象とし、敷地境界線における音量、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める 8 種類の作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等 3 種類の作業を同じく特定建設作業と定め法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表 2-5-4 に示すとおりである。

② 道路交通に係る規制

道路交通騒音について「騒音規制法」は、道路交通騒音の大きさが一定の限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和 35 年 6 月 法律第 105 号）の規定による措置（交通規制等）を執るべきことを要請するものとしている。また、道路管理者または関係行政機関の長に、道路構造の改善その他道路交通騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

限度の内容は、表 2-5-5 に示すとおりである。

③ その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声器の使用の制限や深夜における音響機器の使用の制限の規制の措置が定められている。

表 2-5-4 「騒音規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による
特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	特定建設作業の場所の敷地境界上における基準値	作業可能時刻		最大作業時間		最大作業期間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	85 デ シ ベル	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	1 日 あ た り 10 時 間	1 日 あ た り 14 時 間	連 続 6 日 間	日 曜 そ の 他 の 休 日 を 除 く 日
2. びょう打機を使用する作業							
3. さく岩機を使用する作業							
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）							
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）							
6. バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業							
7. トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業							
8. ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業							
9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業							
10. コンクリートカッターを使用する作業							
11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							

注：第1号区域：第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第2号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域）のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内の地域。
第2号区域：工業地域及び工業専用地域の一部（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2号に掲げる地域）のうち、第1号区域に該当する地域以外の地域。

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

（昭和43年11月 厚生省・建設省告示第1号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成6年10月 大阪府規則第81号）

「騒音規制法第3条第1項の規定に基づく規制地域」（昭和61年4月 大阪市告示第246号）

「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 別表第1号の規定に基づく区域」

（昭和61年4月 大阪市告示第248号）

表 2-5-5 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

(等価騒音レベル)

区域の区分	時間の区分	基準値	
		昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に面する区域		65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域		70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル	70 デシベル

上記に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75 デシベル	70 デシベル

- 注：1. 「車線」とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く。）が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。
2. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1項に規定する自動車専用道路部分をいう。
3. 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、二車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から十五メートル、二車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から二十メートルまでの範囲をいう。
4. 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位をいう。
5. a 区域、b 区域及び c 区域とは、大阪市長が定めた区域をいう。

区域	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」
(平成12年3月 総理府令第15号)

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
別表備考に基づく区域」
(平成12年3月 大阪市告示第277号)

(4) 振動に係る規制

① 建設作業に係る規制

建設作業振動に係る規制については、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 法律第 64 号）により、くい打ち機等を使用する作業等、4 種類の作業を特定建設作業と定め、規制の対象とし、敷地境界線における振動の大きさ、時間制限等の規制基準を定めている。

また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、法に定める 4 種類の作業にブルドーザー、トラクターショベルまたはショベル系掘削機械を使用する作業を加えた合計 5 種類の作業を同じく特定建設作業と定め、法と同様に規制基準を定めている。

その内容は表 2-5-6 に示すとおりである。

表 2-5-6 「振動規制法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」による特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	特定建設作業の場所の敷地境界線における基準値	作業可能時刻		最大作業時間		最大作業期間	作業日
		第 1 号区域	第 2 号区域	第 1 号区域	第 2 号区域		
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	75 デ シ ベル	午前 7 時 ～ 午後 7 時	午前 6 時 ～ 午後 10 時	1 日 あ た り 10 時 間	1 日 あ た り 14 時 間	連 続 6 日 間	日 曜 そ の 他 の 休 日 を 除 く 日
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業							
3. 舗装版破砕機を使用する作業							
4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業							
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。）を使用する作業							

注：第 1 号区域：第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の指定のない地域のうち第 2 号区域に該当する地域以外の地域並びに工業地域及び工業専用地域の一部（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域）のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80m の区域内の地域。

第 2 号区域：工業地域及び工業専用地域の一部（大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第 53 条第 2 号に掲げる地域）のうち、第 1 号区域に該当する地域以外の地域。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 総理府令第 58 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 10 月 大阪府規則第 81 号）

「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域」（昭和 61 年 4 月 大阪市告示第 250 号）

「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」（昭和 61 年 4 月 大阪市告示第 252 号）

② 道路交通に係る規制

道路交通振動に係る規制については、「振動規制法」では道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるとき、都道府県知事（市町村長）が道路管理者に対し、当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとしている。

限度の内容は、表 2-5-7 に示すとおりである。

表 2-5-7 「振動規制法」による道路交通振動の限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前 6 時～午後 9 時)	夜 間 (午後 9 時～翌日午前 6 時)
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

注：第一種区域：第一種中高層住宅専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域
第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 総理府令第 58 号）
「振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に基づく区域及び時間」
（昭和 61 年 4 月 大阪市告示第 253 号）

(5) 日照障害に係る規制

大阪市域における日影による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」（昭和 25 年 5 月 法律第 201 号）及び「大阪市建築基準法施行条例」（平成 12 年 4 月 大阪市条例第 62 号）に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとされている。

(6) 景観に係る規制

「景観法」（平成 16 年 6 月 法律第 110 号）では、景観計画区域内において、建築物の新設等の行為を行う場合は、あらかじめ、その行為の種類、場所、設計の方法等の事項を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。

大阪市では、「大阪市景観計画」（大阪市、令和 6 年 3 月変更）において、市域全体（市域内の地先公有水面を含む）を景観計画区域と定め、基本届出区域、重点届出区域及びまちなみ創造区域により構成し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることとしている。

基本届出区域：基本届出区域は、景観構造の特性のうち、基本となる面的な要素を踏まえつつ、将来的な景観形成を見据え、都心景観形成区域、臨海景観形成区域、一般区域の 3 つの区域で構成し、地域ごとの景観特性に応じた詳細な景観誘導を図る。

重点届出区域：重点届出区域は、地域固有の特性をいかした重点的な景観形成方策を展開するエリアとして、これまで景観関連施策を実施してきた地区など、一定の景観形成や社会的な認知が進んでいると考えられ、今後の景観施策の展開により更なる効果が期待できる地区として、御堂筋地区や中之島地区などの7地区を定める。

まちなみ創造区域：エリアごとに定める要綱やガイドライン等に基づき、事業者等と大阪市との対話による事業者等の創意工夫をいかした建築物の形態意匠・屋外広告物の景観誘導など、官民が共創し、地域と一体となった景観まちづくりの取り組みを実施する地区として御堂筋デザインガイドライン地区を定める。

また、市民等と共に良好な都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性を生かした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」（平成10年9月 大阪市条例第50号）が定められている。

(7) 緑化に係る規制

大阪府では、ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりをめざし、「大阪府自然環境保全条例」（昭和48年3月 大阪府条例第2号）を改正し、一定規模（敷地面積1,000m²）以上の建築物の新築・改築または増築を行う建築主に対し、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地について緑化をしなければならないとしている。

また、大阪府で敷地面積1,000m²以上の新築又は増改築を行う場合には、「大阪府みどりのまちづくり条例」（平成28年4月 大阪府条例第31号）により、敷地面積の3%以上の緑地を設置することとされ、敷地面積が1,000m²未満の建築の場合には、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準」（大阪府、昭和50年）において市の定める基準により緑地を設置することとしている。

(8) 地球温暖化等に係る規制

大阪府では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年3月に「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」が策定され、2050年のめざすべき将来像として「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロへ」が示された。また、温室効果ガスの削減目標として「2030年度の府域の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減」が掲げられ、「あらゆる主体の意識改革・行動喚起」など、2030年に向けて取り組む7つの取組項目が示されている。さらに、府民や事業者をはじめとしたあらゆる主体が、2050年に二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の姿を共有しながら、連携して気候変動対策を推進しなければならないことを明確にするため、「大阪府温暖化の防止等に関する条例」（平成17年10月 大阪府条例第100号）を令和4年3月に改正し、名称を「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」に改めるとともに、エネルギー多量使用事業者等に対する届出制度の強化及び拡大等が行われている。

大阪府では、温室効果ガスの削減等に取り組んでいくため2050年の「ゼロカーボン おおさか」の実現をめざす「大阪府地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」（改

定計画)」（大阪市、令和4年）を策定し、2030年度の温室効果ガス削減目標を2013年度比30%削減から50%削減に引き上げ、地球温暖化対策を一層強化するとともに、令和6年には「脱炭素先行地域」に係る取組みを反映するなどの一部改訂を実施した。また、ヒートアイランド対策のための「おおさかヒートアイランド対策推進計画」（大阪府・大阪市、平成27年）や脱炭素化時代の「新たなエネルギー社会」の構築を先導していくための「おおさかスマートエネルギープラン」（大阪府・大阪市、令和3年）を策定し、それぞれ取組を進めている。

(9) 文化財に係る規制

貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）内で土木工事を行う場合、民間施工の場合は工事に着手しようとする60日前までに、「文化財保護法」（昭和25年5月 法律第214号）第93条第1項の規定に基づき、大阪市教育委員会教育長あてに届け出なければならないとされている。

(白紙)